

70歳未満の国保加入者で、 入院などで医療費が高額になるかたへ

限度額の区分が一部
変わります



「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、平成27年1月の診療分から70歳未満の人の国民健康保険の医療費自己負担限度額などの見直しが行われます。限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、今回の一部改正では、70歳未満の適用区分が細分化され、下表の通り、所得に合わせた5つの区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に変更されます。現在、限度額適用認定証をお持ちの人には、12月中に新たな適用区分の認定証(使用期間:平成27年1月~7月)を窓口または郵送でお渡ししていますが、平成27年8月以降も認定証が必要な場合は、8月1日以降に再度申請が必要となりますのでご注意ください。

【認定証の交付手続きに必要なもの】

▶ 国民健康保険証 ▶ 認め印鑑

※代理で手続きする場合は、代理人の運転免許証または住基カードが別途必要です。

※認定証の発効期日は、申請があった月の1日になります。医療費が高額になると事前に判明している場合は、お早めの手続きをお願いします。

pick up 自己負担限度額(月額) ※平成27年1月診療分から適用

単位:円

所得(※1)区分	区分	3回目まで	4回目以降(※2)
901万円超	ア	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1%	140,100
600万超~901万円以下	イ	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000
210万超~600万円以下	ウ	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400
210万以下 <small>住民税非課税世帯を除く</small>	エ	57,600 (一律)	44,400
住民税非課税世帯	オ	35,400 (一律)	24,600

※1: 所得=総所得金額等-基礎控除(33万円) ※2: 過去12か月以内に同じ世帯での支給があった場合の、4回目以降の限度額。

高額療養費の申請で 医療費が払い戻される 場合があります。

Medical expenses



入院や治療などで高額な支払いがある場合は、事前に役場窓口で「限度額認定証」を申請してください。



病はいつあなたの身に降りかかるかわかりません。「限度額認定証」があれば、急な支払いも安心です。



世帯合算や複数の医療機関で21,000円以上の支払いがあった場合は「高額療養費」の申請を!



払戻しの支給は、受診した月からレセプトの確定まで、約3か月程度かかりますので、ご理解ください。

限度額認定証を使用している場合、世帯合算(国保加入者のみ)や一人で複数の医療機関を受診している場合など、上表の限度額を超えて支払った医療費について、役場窓口で「高額療養費」の申請をすれば払戻しが発生することがあります。「高額療養費」の算定

基準があるため、医療費が高額になる月があった場合は、下記のものを持参して役場住民課までお越しください。

【高額療養費申請手続きに必要なもの】

▶ 国民健康保険証 ▶ 医療機関で支払った領収書
▶ 認め印鑑 ▶ 世帯主名義の通帳

学童クラブ

児童センター
☎ 22-7403

平成27年度の児童を受け付けます 「遊び」と「学び」を深める放課後

■ 受付期間 2月2日(月)~2月27日(金)

■ 受付場所

各学童クラブ

■ 申し込みに必要なもの

- ① 入所申込書 ② 雇用証明書
③ 誓約書

※ 申込書の配布は各学童クラブ、役場本庁福祉課、赤池・方城支所で行っています。

※ 期間内に申請した人の審査結果は、3月中旬までに郵送で通知しますので、審査結果が届き次第、傷害保険料(年)を各学童クラブでお支払いください。

※ 各学童クラブは定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

■ 入所の要件

町内の小学生で、保護者が就労や病気などで放課後に帰宅しても見守ることができない世帯。

※ 集団生活が困難な場合は児童の安全を考慮し、学童クラブを退所していただく場合があります。

■ 入所期間

4月1日~翌年3月31日までの1年間

※ 日曜日、祝日、盆休み、年末年始などは含まれていません。

■ 実施期間

授業のある日▶ 授業終了時~18:00

授業のない日▶ 8:00~18:00

■ 利用者負担金(1人)

傷害保険料(年)▶ 3千円

※ 中途退所しても返金できません。

負担金(月)▶ 3千5百円+実費徴収分

※ おやつ代や教材費、保護者会費、特別会費などを含めた「実費徴収分」は、学童クラブごとに金額が異なります。詳しくはご希望の学童クラブまでお問い合わせください。

■ 中途募集について

5月以降、人数に余裕がある学童クラブは、随時追加の募集を行います。入所日は原則1日付けで、月途中での入所はで

きません。児童の在籍情報については各クラブに直接お問い合わせください。また、入所などについてもお気軽にご相談ください。

入所後のお願い

各学童クラブでは、「定例会」が開催されています。子どもたちのクラブでの活動状況や学習の様子など、指導員と意見交換ができる貴重な機会です。多くの方のご参加をお待ちしています。

町内の学童クラブ

市場小学校学童クラブ

☎ 市場334番地
☎ 28-2999



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/7:45~18:00

そよ風学童クラブ

☎ 金田273番地
☎ 22-0115



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/8:00~18:00

上野小学校学童クラブ

☎ 上野2622番地
☎ 学童専用携帯
080-6443-5695



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/8:00~18:00

金田小学校学童クラブ

☎ 金田962番地
☎ 22-0171



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/7:30~18:00

弁城小学校学童クラブ

☎ 弁城1936番地
☎ 22-4788



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/8:00~18:00

伊方小学校学童クラブ

☎ 伊方3922番地
☎ 22-6743



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/8:00~18:00

すずらん学童クラブ

☎ 伊方4448番地
☎ 22-5177



【開設時間】
平日/下校時~18:00
土曜日/8:30~18:00

学童クラブの指導員登録募集中!

学童保育に興味のある人、保育士・教諭の資格を生かしてみたいという人は、ぜひ登録をお願いします。

※ 必要に応じて採用しますので、登録済みであっても必ず採用されるものではありません。

☎ 方城児童センター ☎ 22-7403